

野々市小学校施設整備事業

入札説明書

平成19年12月
(平成20年3月21日公表)

野 々 市 町

目 次

1. 入札説明書等の位置づけ	1
2. 事業の目的及び内容	2
2-1. 事業の目的等	2
2-2. 事業名称	3
2-3. 公共施設等の管理者等の名称	3
2-4. 施設概要	3
2-5. 事業方式	3
2-6. 事業期間	3
2-7. 事業期間終了時の措置	3
2-8. 事業の対象範囲	4
2-9. 事業者の収入	5
2-10. 事業スケジュール	5
2-11. 遵守すべき法制度等	5
2-12. 本町による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング	7
3. 事業者の募集及び入札手続等	8
3-1. 事業者募集等のスケジュール	8
3-2. 入札参加者の構成等	8
3-3. 入札に関する手続	9
3-4. 入札参加に関する留意事項	12
3-5. 入札予定価格	14
3-6. 担当窓口	15
4. 入札参加者等の備えるべき参加資格要件	16
4-1. 企業の参加資格要件	16
4-2. 各業務実施企業の参加資格要件	17
4-3. 入札参加者及び協力企業の制限	18
4-4. 特別目的会社（SPC）の設立等	18
4-5. 参加資格要件確認基準日	18
4-6. 入札参加者及び協力企業の変更	19
5. 入札時の提出書類	20
6. 入札書類の審査	21
6-1. 事業者選定委員会	21
6-2. 審査方法	21
6-3. 審査項目等	21
7. 提案に関する条件	22
7-1. 立地条件等	22
7-2. 本施設の設計・建設・工事監理・維持管理等の提案に関する条件	23
7-3. 業務の委託	23
7-4. 資金計画・事業収支計画に関する条件	23
7-5. 本町の費用負担	24
7-6. サービスの対価	24
7-7. 本町による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング	24

7-8. 土地の使用	24
7-9. 保険	24
7-10. 本町と事業者の責任分担	24
7-11. 財務書類の提出	25
8. 契約に関する事項	26
8-1. 契約手続き	26
8-2. 契約の枠組み	26
8-3. 契約金額	27
8-4. 契約保証金	27
8-5. 事業者の事業契約上の地位	27
9. 事業の継続が困難となった場合の措置	28

1. 入札説明書等の位置づけ

野々市小学校施設整備事業入札説明書は、野々市町（以下「本町」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、特定事業として選定した「野々市小学校施設整備事業」（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を総合評価一般競争入札により募集及び選定するために、必要事項を定めるものである。

また、この入札説明書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、野々市町財務規則（昭和59年野々市町規則第1号。以下「規則」という。）及び本事業の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本町が発注する調達契約に関し、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

入札説明書に併せ配付する以下の資料を含め、「入札説明書等」と定義する。入札参加者は入札説明書等の内容を踏まえ、入札に参加するものとする。

- ・ 事業契約書（案）：本事業の実施に係る契約（以下「事業契約」という。）の内容を示すもの（事業契約書（案）及び事業契約約款（案）により構成され、事業契約約款（案）には、別紙も含まれる。）。
- ・ 要求水準書：本町が事業者に要求する具体的な設計、建設・工事監理、維持管理業務のサービス水準を示すもの（添付資料も含む。）。
- ・ 落札者決定基準：入札参加者から提出された提案書を評価する基準を示すもの。
- ・ 様式集：提案書の作成に使用する様式を示すもの。
- ・ 基本協定書（案）：事業契約の締結に向けて、本町と落札者との間の基本的な協約事項を示すもの。

なお、入札説明書等と公表済みの実施方針及び要求水準書（案）に関する質問等に対する回答に相違のある場合は、入札説明書等の内容を優先するものとし、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針及び要求水準書（案）に関する質問等に対する回答によるものとする。

2. 事業の目的及び内容

2-1. 事業の目的等

(1) 事業の目的

野々市小学校は、昭和36年4月に開校した本町において、最も伝統のある小学校であり、平成23年には開校50周年を迎える。

一方で、野々市小学校の建築、設備諸施設は老朽化が進み、十分な教育効果をあげることができるとはいえない状態であり、耐震性についても十分な強度を有していない等、安全面に課題がある。

学校施設は、児童が一日の大半を過ごす場所であり、教育方法及び教育内容の多様化に応じた施設であるとともに、地域活動の拠点として位置付け、生涯学習教育の場として、地域住民が交流できる開かれた施設でなければならない。

また、単に開かれた学校ではなく、児童が危険に晒されることなく安全で安心して生活ができる十分な危機管理対策を有することも必要である。

これらの視点に基づき、本事業は、野々市小学校等を対象として、PFI法に基づき、民間の活力、経営能力及び技術的能力を活用することにより、これまでにない新しいアイデアにより、安全で快適な学校教育の場が創り出され、かつ、当該施設の設計、建設及び維持管理業務を事業者任せ、長期間にわたり良好な保全状態で当該施設を維持することによって、長期的な観点での整備コストの縮減と質の確保を図ることを目的とする。

(2) 本事業の基本目標

本町は、古くから交通の要所として栄えた地域であり、伝統を重んじた、教育文化の香り高い町づくりを目指している。

他方、学校教育においては、経済・社会のグローバル化、情報技術革新、環境問題、少子高齢化等、社会の急速な進展への対応を図るため、知性、感性、道徳心や体力を育み、自ら学び行動する個性と想像力豊かな児童の育成を目標に、学力の向上を図り、国際感覚を身につけた児童の育成に努めているところである。

また、各学校では創意工夫し、地域に根差した特色ある開かれた学校づくりを推進している。正義感や倫理観、思いやりの心等豊かな人間性を育む「心の教育」の充実を図るとともに、障害のある児童が適切な教育を受けられるように努めることを基本方針としている。

本事業は、子ども達が個性や自主性を育むことができ、より効率的で快適な学校教育の場を整備するとともに地域の方々に親しまれ「地域のシンボル」として施設が創り出されることを目標として実施するものである。

なお、本事業の基本目標は、次のとおりとする。

児童の学習意欲を喚起する環境づくり
児童にとって安心して過ごせる「生活の場」づくり
環境に配慮された、ライフサイクルコストを抑える工夫のある学校づくり
地域に開かれた、生涯学習社会における「学び舎」づくり
児童の安全及び地域防災拠点に配慮した学校づくり

2-2. 事業名称

「野々市小学校施設整備事業」

2-3. 公共施設等の管理者等の名称

野々市町長 粟 貴章

2-4. 施設概要

本事業の対象施設は、小学校（教室（学級数は23学級、内特別支援学級3）、特別教室、メディアセンター、管理諸室、給食関係諸室、屋内運動場、屋外プール、屋外運動場等）、地域開放施設及び外構等（以下「本施設」という。）とする。

2-5. 事業方式

本事業は、PFI法第10条第1項に基づき、公共施設等の管理者等である本町が事業者と締結する事業契約に従い、事業者が、本施設の設計・建設・工事監理業務を行い、本町に所有権を設定した後、事業契約により締結された契約書（以下「事業契約書」という。）に定める事業期間中、維持管理業務を遂行する方式（BTO: Build Transfer Operate）により実施する。

2-6. 事業期間

本事業の事業期間は、平成20年8月から平成38年3月末までの約17.5年間とする。

2-7. 事業期間終了時の措置

事業期間の終了時、事業者は、本施設から速やかに退去すること。本町は、経済合理

性等を考慮し、事業終了後の本施設の維持管理業務につき、必要に応じ事業者と協議する。

2-8. 事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、以下のとおりとし、運営に関しては本町が実施するものとする。

(1) 共通業務

本事業に伴う各種申請等の業務

本事業に伴う電波障害関連業務

(2) 設計業務

事前調査業務（必要に応じて現況測量、地盤調査、土壌調査及び振動測定等）

本施設及び既存施設解体の設計業務

その他、これらの業務を実施するうえで必要な関連業務

(3) 建設・工事監理業務

本施設の建設業務及び既存施設解体・撤去業務

本施設の工事監理業務

什器・備品等設置及び移設並びに備品台帳作成業務

近隣対応・対策業務（周辺家屋影響調査を含む）

所有権設定に係る業務

その他、これらの業務を実施するうえで必要な関連業務

(4) 維持管理業務

建築物保守管理業務

建築設備等保守管理業務

什器・備品等保守管理業務

外構等維持管理業務

環境衛生・清掃業務

保安警備業務

長期修繕計画作成業務

その他、これらの業務を実施するうえで必要な関連業務

維持管理業務に係る光熱水費は、本町が実費を負担する。建築物、建築設備等に係る修繕・更新、大規模修繕については、本町が直接行うこととし、事業者の業務対象範囲外とするが、事業

期間内に大規模修繕が発生しないよう計画すること(ここでいう大規模修繕とは、建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいう(「建築物修繕措置判定手法(旧)建設大臣官房官庁営繕部監修」(平成5年版)の記述に準ずる。))。

2-9. 事業者の収入

本町は、本事業において、事業者が提供するサービスに対し、事業契約書に定めるサービスの対価を、本施設の整備完了後、引き渡しを経て建設一時金(施設整備の対価の一部)を支払い、また、供用開始から事業期間終了までの間、定期的に支払う。サービス購入費は、事業者が実施する施設整備の対価及び維持管理の対価からなる。なお、施設整備に係るサービス購入費及び維持管理に係るサービス購入費は、年2回に分けて支払うことを基本とする。

2-10. 事業スケジュール

事業スケジュールは、概ね以下のとおりとする。

- i) 契約の締結時期 平成20年8月
- ii) 事業期間 事業契約締結日～平成38年3月末日
- iii) 設計・建設期間 事業契約締結日～平成23年1月末日
 (ただし、校舎及び屋内運動場については平成22年7月末日引き渡しを原則とする。)
- iv) 供用開始 平成23年4月
 (ただし、校舎及び屋内運動場については平成22年9月1日より供用開始を原則とする。)
- v) 維持管理期間 施設引渡し日～平成38年3月末日

2-11. 遵守すべき法制度等

本事業の実施に当たっては、PFI法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(平成12年総理府告示第11号。以下「基本方針」という。)、地方自治法その他、以下に掲げる関連の各種法令(施行令及び施行規則等も含む)を遵守するとともに、要綱・各種基準(最新版)については適宜参考にすること。なお、記載のない各種関連法令等についても適宜参考にすること。

【法令・条例等】

建築基準法

都市計画法
消防法
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
学校教育法
学校保健法
水道法、下水道法、水質汚濁防止法
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
大気汚染防止法
建築物における衛生的環境の確保に関する法律
地球温暖化対策の推進に関する法律
エネルギーの使用の合理化に関する法律
騒音規制法、振動規制法
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
学校図書館法、警備業法、労働安全衛生法
各種の建築関係資格法・建設業法・労働関係法
条例
i) 石川県建築基準条例
ii) 石川県景観条例
iii) ふるさと石川の環境を守り育てる条例
iv) 石川県バリアフリー社会の推進に関する条例
v) 石川県文化財保護条例
vi) 野々市町立学校設置条例
vii) 野々市町環境美化推進条例
viii) 野々市町文化財保護条例
ix) 野々市町水道給水条例
x) 野々市町公共下水道条例
xi) 野々市町個人情報保護条例、野々市町情報公開条例
その他関連法令、条例等

【要綱・各種基準等】

公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説
建築工事監理指針
電気設備工事監理指針

機械設備工事監理指針
建築工事安全施工技術指針
建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）
建設副産物適正処理推進要綱
小学校設置基準及び小学校施設整備指針
学校給食衛生管理の基準
学校図書館施設基準
学校環境衛生の基準
ヒートアイランド現象緩和のための建築設計ガイドライン
石川県グリーン購入調達方針
その他の関連要綱及び各種基準

2-12. 本町による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

モニタリングの目的

本町が本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書にて提示される本町の要求サービス水準を達成しているか否かを確認するためにモニタリングを行う。

モニタリングの時期

事業のモニタリングは、設計時、工事施工時、工事完成時及び維持管理時の各段階において実施する。

モニタリングの方法

モニタリングの方法については、事業契約約款（案）別紙2に提示する方法に基づいて本町が実施する。事業者は本町により要求される資料等を提出すること。

モニタリングの結果

モニタリングの結果は、本町から事業者に対して支払われるサービスの対価の算定及び支払時期の基準となり、要求水準書に提示される本町の要求サービス水準を一定以上下回る場合には、支払の延期や支払減額、改善勧告、契約解除等の対象となる。

3. 事業者の募集及び入札手続等

3-1. 事業者募集等のスケジュール

事業者の募集及び選定に当たってのスケジュール（予定）は、以下のとおりである。

日 程	スケジュール
平成 19 年 9 月 28 日	実施方針の公表
平成 19 年 11 月 20 日	特定事業の選定・公表
平成 19 年 11 月 21 日～ 平成 20 年 4 月下旬	事前登録の受付
平成 19 年 12 月 21 日	入札公告、入札説明書等の公表
平成 19 年 12 月 26 日	入札説明会
平成 20 年 1 月 18 日	入札説明書等に関する第 1 回質問受付締切
平成 20 年 1 月下旬	入札説明書等に関する第 1 回質問・回答の公表
平成 20 年 2 月 8 日	入札説明書等に関する第 2 回質問受付締切
平成 20 年 2 月下旬	入札説明書等に関する第 2 回質問・回答の公表
平成 20 年 5 月 9 日	入札参加資格審査書類（参加表明書、資格審査申請書類） 及び入札書類（入札書及び事業提案）の受付締切
平成 20 年 6 月 18 日	開札
平成 20 年 6 月下旬	審査結果通知、結果の公表
平成 20 年 7 月上旬	基本協定締結
平成 20 年 8 月中旬	仮契約締結
平成 20 年 8 月下旬	事業契約書の議決 事業契約締結

3-2. 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等については、以下のとおりとする。

入札参加者は、単独企業（以下「入札参加企業」という。）又は複数の企業で構

成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）とする。複数の企業のグループにより構成される場合は、入札参加グループの代表企業（以下「代表企業」という。）を定め、それ以外の企業は構成企業（以下「構成企業」という。）とする。

入札参加企業又は代表企業あるいは構成企業が業務に当たらない場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業（以下「協力企業」という。）として、参加表明書において明記すること。また、入札参加グループで申し込む場合には、参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続きを行うこと。

入札参加企業又は代表企業及びすべての構成企業は、本事業を遂行するための特別目的会社（以下「SPC」という。）に出資するものとし、SPCは原則として本町内に設置するものとする。また、入札参加企業又は代表企業は、全事業期間において出資者中最大の出資割合を持つものとする。

入札参加企業又は代表企業及び構成企業以外の者がSPCの出資者になることは可能であるが、全事業期間において、当該出資者による出資比率は出資額全体の50%未満とする。

入札参加者はそのすべての企業の担当業務（設計、建設、工事監理、維持管理、その他）を明らかにすること。

入札参加者は、SPCから請け負った業務について、事前に本町の承諾が得られた場合には、第三者に委託し、又は下請人を使用することができるものとする。

入札参加者はSPCへの出資を行う者の名称を入札時に明らかにすること。

入札参加者は、本店、支店又は営業所の所在地が本町内にある企業を、入札参加企業又は代表企業、構成企業、協力企業のいずれかとして、1社以上参加させること。

入札参加者は、建設業務を行う者で、主たる営業所の所在地が石川県内にあり、過去10年以内に、官公庁が発注した延べ床面積1,000㎡以上の学校施設又は類似施設の建築一式工事（新築、増築又は改築）を元請（共同企業体にあつては代表者に限る。）で施工した実績（竣工したものに限る。）がある企業を、入札参加企業又は代表企業、構成企業、協力企業のいずれかとして、少なくとも1社以上参加させること。

3-3. 入札に関する手続

（1）入札公告・入札説明書等の公表

特定事業の選定を踏まえ、平成19年12月21日（金）に、本事業の調達に係る入札公告を行い、合わせて入札説明書等を本町公式ホームページ上で公表する。

(2) 入札説明書等の配布期間・場所

平成19年12月21日(金)より本町ホームページに掲載する。

(本町ホームページアドレス <http://www.town.nonoichi.ishikawa.jp>)

(3) 入札説明会等

入札説明会を以下のとおり開催する。また、入札説明会の終了後、本事業予定地等に場所を移動し、希望者を対象として現地見学会を行う。

入札説明会

日時：平成19年12月26日(水)午後2時～

会場：野々市町文化会館フォルテ小ホール

住所：石川県石川郡野々市町本町5丁目4番1号

事業予定地等現地見学会

日時：平成19年12月26日(水)入札説明会終了後引き続き

見学先：本事業予定地

事前申込等

別紙1「入札説明会及び事業予定地等現地見学会参加申込書」に記入のうえ、p.15に記載の担当窓口へ12月25日(火)午後5時までに、Eメールにより提出すること。

(4) 資料の閲覧

地質調査報告書、野々市文化会館電波受信状況調査報告書、既存野々市小学校設計図及び既存プール設計図の閲覧を、以下のとおり行う。閲覧を希望するものは、事前にp.15に記載の担当窓口連絡すること。

閲覧期間：平成19年12月25日(火)～平成20年1月17日(木)まで(土曜日及び日曜日、平成19年12月28日～平成20年1月4日を除く)の午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

閲覧場所：p.15に記載の担当窓口。

資料の貸し出し：閲覧の結果、必要に応じ資料の貸し出しを行うので、閲覧当日、その旨を申し出ること。

(5) 入札説明書等に関する第1回質問・回答

入札説明書等に関する質問を以下のとおり受け付ける。

受付期間：入札説明書等公表の日～平成20年1月18日（金）午後5時まで。

受付方法：別紙2「入札説明書等に関する質問書」に記入のうえ、p.15に記載の担当窓口にてEメールにより提出すること。

回 答：平成20年1月下旬に本町ホームページにおいて公表する予定である。
なお、質問への回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、公表するものとする。

(6) 入札説明書等に関する第2回質問・回答

入札説明書等に関する質問を以下のとおり受け付ける。

受付期間：第1回質問への回答の日～2月8日（金）午後5時まで。

受付方法：別紙2「入札説明書等に関する質問書」に記入のうえ、p.15に記載の担当窓口にてEメールにより提出すること。

回 答：平成20年2月下旬に本町ホームページにおいて公表する予定である。
なお、質問への回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、公表するものとする。

(7) 入札参加資格審査書類及び入札書類の受付期間・場所及び方法

入札参加資格審査書類及び入札書類を提出する入札参加者は、関係する書類を以下の期間に提出すること。なお、入札日時に遅れた場合は、入札に参加できないものとする。

受付期間：平成20年5月2日（金）から平成20年5月9日（金）まで（土曜日及び日曜日、祝日を除く）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。ただし、最終日は午後2時までとする。

提出場所：p.15に記載の担当窓口。

提出方法：持参すること。

提出書類：入札参加資格審査書類及び入札書類（p.20の提出書類を参照）。

(8) 入札の手順

提出された入札参加資格審査書類及び入札書類がすべて揃っていることを確認し、揃っていない場合は失格とする。

入札参加資格審査書類及び入札書類がすべて揃っている入札参加者の入札参

加資格が本町の要求を満たしていることを確認し、満たしていないと評価された場合は失格とする。

入札参加資格を満たしていると評価された入札参加者の入札書類について落札者決定基準に従い審査を行う。

審査された入札参加者の「入札書」（様式A-3）を開札する。開札は、入札参加者の立会いのうえ、行うものとする。

i) 開札日時：平成20年6月18日（水）（予定） 午前10時

ii) 開札場所：野々市町役場 3階 302会議室（予定）

入札書に記載する入札金額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額抜きの金額を記載すること。入札金額が、本町の設定した予定価格を超えている場合は失格とし、その場で当該入札参加者に通知する。なお、全入札参加者の入札金額が予定価格を超えている場合でも、再度入札（2回目）は行わないこととする。

入札説明書等で示す要件をすべて満たしている提案を行った入札参加者の中から、地方自治法施行令第167条の10の2第1項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定する。

本町は、別に公表する落札者決定基準に基づき、本町に設置する学識経験者等で構成する「野々市小学校施設整備事業事業者選定委員会」（以下「事業者選定委員会」という。）による提案内容の審査と入札価格を総合的に評価し、落札者を決定する。

落札者となった入札参加企業又は代表企業に対して、平成20年6月下旬（予定）までに決定通知を行う。

事業者の募集、提案の評価及び選定において、最終的に、入札参加者が無い、あるいは、いずれの入札参加者の提案においても公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、落札者を決定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに公表する。

（9）ヒアリング等の実施

本町は、入札参加者に対し、平成20年6月中旬に提案書の内容に関するヒアリング等を実施する場合がある。詳細については、該当者に別途連絡する。

3-4. 入札参加に関する留意事項

（1）入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容

を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

入札参加に際し、入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(3) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(4) 契約手続きにおいて使用する言語・通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(5) 著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認められる時、本町は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、本町による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

(6) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うこととする。

(7) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとする。また、提出された提案書類のうち、契約に至らなかった入札参加者の提案については、事業者選定後、返却する。

(8) 本町からの提示資料の取扱い

本町が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできないものとする。

(9) 入札無効に関する事項

以下のいずれかに該当する入札は、無効とする。

公告に示した入札参加者の備えるべき参加資格のない者の提出した入札書類
事業名及び入札金額のない入札書類
代表企業名、構成企業名、協力企業名及び押印のない又は不明瞭な入札書類
事業名に誤りのある入札書類
入札金額の記載が不明瞭な入札書類
入札金額を訂正した入札書類
一つの入札について同一の者がした二以上の入札書類
入札書類の受付期間締切までに本町担当窓口には到達しなかった入札書類
公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書類
「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書類
予定価格を上回る価格を提示した入札書類
その他入札に関する条件に違反した入札書類

(10) 必要事項の通知

入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、入札参加企業又は代表企業に通知する。

3-5. 入札予定価格

事業契約書に定める設計及び建設・工事監理等業務の対価と維持管理業務の対価からなるサービスの対価の予定価格は、本施設完成後の本町への引渡しを経た後、本町から一括で支払われる予定の建設一時金2,317,351千円を含め、事業期間の総額は3,330,000千円(消費税等相当額を除く。)とする。

3-6. 担当窓口

入札手続きについての本町の担当窓口を以下のとおり定める。また、各手続き、連絡先、提出先等は、特に指定のない限り下記を窓口とする。

野々市町教育文化部学校教育課

住所：〒921-8510 石川県野々市町字三納18街区1番

TEL：076-227-6113

FAX：076-227-6258

E-mail：nonoichi_PFI@town.nonoichi.ishikawa.jp

ホームページアドレス：<http://www.town.nonoichi.ishikawa.jp/>

4. 入札参加者等の備えるべき参加資格要件

4-1. 企業の参加資格要件

入札参加企業、又は、代表企業、構成企業及び協力企業は、野々市町指名競争入札参加者等選定要綱（平成17年野々市町告示第108号。以下「選定要綱」という。）の規定に基づく、参加資格を登録し、かつ本業務を適切に実施できる技術・知識及び能力・実績・資金・信用等を備えた企業でなければならない。かつ、以下の参加資格要件を満たすこと。

なお、入札参加資格者登録がされていない企業が参加を希望する場合には、「入札参加資格審査書類（参加表明書、資格審査申請書類）及び入札書類（入札書及び事業提案）の受付締切」までに、野々市町財政課管財担当（電話：076-227-6032）にて手続きを行い、登録されていること。

入札参加時及び事業契約締結日までに、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

入札参加時及び事業契約締結日までに、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づき更生手続き開始の申立てをなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続き開始の申立てをなされていない者であること。ただし、再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画取り消し決定を受けていない場合を除く。

入札参加時及び事業契約締結日までに、会社法第511条の規定による特別清算開始の申立てをなされていない者であること。破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条による破産の申立てをなされていない者であること。

入札参加時及び事業契約締結日までに、野々市町指名競争入札参加資格者の指名停止に関する要綱（平成17年野々市町告示第113号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。

入札参加時から事業契約締結日までに、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、石川県の区域内において営業停止を命ぜられ、当該営業停止期間中の者でないこと。

法人税、事業税、消費税及び地方税を滞納していない者であること。

事業者選定委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

本事業において入札参加企業、あるいは代表企業、構成企業及び協力企業のいずれも、他の入札参加企業、代表企業又は構成企業として参加していないこと。ただし、協力企業については、他の入札参加者の協力企業となることは可能で

ある。

4-2. 各業務実施企業の参加資格要件

入札参加企業、又は、代表企業、構成企業及び協力企業のうち設計、建設、工事監理、維持管理の各業務に主として当たる者（落札者が設立するSPCからこれらの業務を受託する者を含む。）は、それぞれ、
、
、
の要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は当該複数業務を実施することができる。ただし、工事監理業務を行う者と同じの者又は相互に資本面又は人事面において関連がある者が建設業務を実施することはできないものとする。

設計業務を行う者

- ・ 選定要綱第5条に規定する建設コンサルタント業務等の入札参加資格を有する者であること。
- ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- ・ 入札書類の受付日までの期間に延床面積5,000m²以上で、完工した学校施設の実設計業務の実績を有するもの。

建設業務を行う者

- ・ 選定要綱第4条に規定する工事の入札参加資格を有する者であること。
- ・ 建設業法第3条第1項の規定により、建築一式工事、土木一式、電気及び管工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。ただし、複数の者で施工する場合は、施工する企業がそれぞれ担当する業種の許可を受けていればよいものとする。
- ・ 入札書類の受付日までの期間に延床面積5,000m²以上の学校施設又は類似施設の建築一式工事について、完工した実績を有すること。当該実績は、元請負人として受注し、かつ、1の契約によりなされたもので、共同企業体の構成員としての実績の場合は、当該共同企業体の経営形態は、共同施工方式によるもので、当該共同企業体の構成員としての出資比率が50%以上であるものに限る。ただし、複数の者で施工する場合は、建築一式工事を施工する企業のうち、主たる企業が、当該実績を有すること。

工事監理業務を行う者

- ・ 選定要綱第5条に規定する建設コンサルタント業務等の入札参加資格を有する者であること。
- ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士

事務所登録を行っていること。

- ・ 入札書類の受付日までの期間に延床面積5,000m²以上で、完工した学校施設又は類似施設の工事監理業務の実績を有するもの。

維持管理業務を行う者

- ・ 選定要綱第6条に規定する業務委託の入札参加資格を有する者であること。
- ・ 学校施設又は類似施設の維持管理業務を遂行する能力があると客観的に認められる実績を有する者であること。

4-3. 入札参加者及び協力企業の制限

以下のいずれかに該当する者は、入札参加者及び協力企業となることはできない。

(1) 事業者選定委員会に関する制限

本事業の事業者選定委員会の委員と資本面又は人事面において関連がある者は、参加希望者の入札参加企業、代表企業、構成企業及び協力企業にはなれない。なお、実施方針公表日以降に、本事業について委員と接触を試みた者については、入札参加資格を失うものとする。

(2) アドバイザリー業務に関与している者に関する制限

本事業に係るアドバイザリー業務に関与している者は、参加希望者の入札参加企業、代表企業、構成企業及び協力企業にはなれない。なお、本事業の業務に係わっている者は以下のとおりである。

- ・ 株式会社 建設技術研究所
- ・ シリウス総合法律事務所
- ・ 株式会社 学校文化施設研究所

4-4. 特別目的会社（SPC）の設立等

落札者は、SPCを会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として仮契約締結までに本町内に設立すること。

SPCの株式については、本町の事前の書面による承諾がある場合にのみ、譲渡、担保権等の設定、その他の処分を行うことができるものとする。

4-5. 参加資格要件確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、入札参加資格審査書類受付の日とする。ただし、入札

参加資格確認後、落札者決定の日までの間に、入札参加企業又は代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、仮契約締結日までの間に入札参加企業又は代表企業が資格要件を欠くこととなった場合には事業契約を締結しないこととする。なお、仮契約締結後、議会の承認が得られず契約締結が行えない場合、本町は、その責を負わないものとする。

4-6. 入札参加者及び協力企業の変更

入札参加企業又は代表企業の変更は認めないが、構成企業及び協力企業については、資格・能力上支障がないと本町が判断する場合には、追加及び変更可能とする。

5. 入札時の提出書類

入札時に提出する書類は、下表のとおりとする。詳細は、様式集（入札参加資格審査）及び様式集（入札書類審査）作成要領を参照のこと。

（１）入札参加資格審査書類

入札参加資格審査に関する提出書類	
・ 参加表明書	（様式 1-1）
・ 資格審査申請書	（様式 1-2）
・ 設計業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	（様式 1-3）
・ 工事監理業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	（様式 1-4）
・ 建設業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	（様式 1-5）
・ 維持管理業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	（様式 1-6）
・ 入札参加者構成表及び役割分担表	（様式 1-7）
・ 委任状（構成企業 代表企業）	（様式 1-8）
・ 委任状（代表企業用）	（様式 1-9）
・ 事業実施体制	（様式 1-10）
・ 会社概要書及び定款	（書式自由）
・ 決算報告書（決算報告書は直近 3 箇年）	（書式自由）
・ 登記簿謄本（直近の履歴事項全部証明書原本）	
その他	
・ 入札辞退届	（様式 2-1）

（２）入札書類

入札書類審査に関する提出書類	
・ 入札書類審査書類提出書	（様式 A-1）
・ 入札参加者構成表	（様式 A-2）
・ 入札書	（様式 A-3）
・ 入札価格計算書	（様式 A-4）
・ 要求水準書及び添付書類に関する確認書	（様式 A-5）
提案書	
・ 事業計画全般に関する事項	（様式 B-1～4）
・ 設計業務に関する事項	（様式 C-1～5）
・ 建設・工事監理業務に関する事項	（様式 D-1～3）
・ 維持管理業務に関する事項	（様式 E-1～7）
・ 入札者独自の提案に関する事項	（様式 F-1～2）
・ 事業収支等提案書類	（様式 G-1～2）
・ 提案価格等提案書類	（様式 H-1～3）
・ 事業全体スケジュール	（様式 I-1）
・ 計画図面等提案書類	（様式 J-1～17）
基礎審査項目チェックシート	（様式 K-1）

6. 入札書類の審査

6-1. 事業者選定委員会

事業者の選定にあたり、事業者選定委員会を設置する。事業者選定委員会は、提案内容審査における落札者決定基準や入札説明書等の事業者選定に関する書類の検討を行うほか、事業者選定における次項に示す審査を行う。

【事業者選定委員会 委員】

委員長	早瀬 勇	金沢星稜大学 学長
委員	竺 覚暁	金沢工業大学環境・建築学部 教授
委員	川崎 寧史	金沢工業大学環境・建築学部 准教授
委員	加藤 隆弘	金沢大学教育学部 准教授
委員	田中 宣	野々市町教育委員会 教育長

6-2. 審査方法

審査は、落札者決定基準に従い入札参加資格審査と入札書類審査に分けて実施する。提案内容及び入札価格を総合的に評価し、最も優れた提案を行った者を選定した後、本町が落札者を決定する。

6-3. 審査項目等

審査項目は、以下のとおりとする。詳細は、落札者決定基準に示す。

入札参加資格審査	入札説明書に示す参加資格の要件
入札書類審査	提案内容 事業計画全般に関する事項 設計業務に関する事項 建設・工事監理業務に関する事項 維持管理業務に関する事項 入札者独自の提案に関する事項 入札価格

(1) 落札者の決定

本町は、入札書類審査の結果に基づいて事業者選定委員会により選定された優秀

提案を踏まえ、落札者を決定する。ただし、優秀提案が複数ある時（総合評価点と同点の時）は、性能評価点が最も高い者を落札者とする。

（2）落札者決定通知及び審査結果の公表

落札者決定後、速やかに入札参加企業又は入札参加者の代表企業に対して通知するとともに、審査結果を公表する。

7. 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は、以下のとおりである。入札参加者は、これらの条件を踏まえて、入札書類を作成するものとする。なお、入札参加者の提案が要求水準書に示す要件を満たしていない場合は失格とする。

7-1. 立地条件等

事業予定地：石川県石川郡野々市町本町5丁目1番地の1他（野々市小学校敷地内）
石川県石川郡野々市町本町5丁目9番地の1他
（野々市町文化会館フォルテ駐車場用地）
石川県石川郡野々市町本町5丁目295番地
（既存野々市小学校プール敷地）

当該敷地は、現在の野々市小学校の敷地に、西側隣接の野々市町文化会館フォルテ駐車場用地の一部を取り込んで、新たな敷地として計画する。一方、既存野々市小学校プール敷地については、野々市町文化会館フォルテ駐車場として整備する。なお、当該敷地に取り込んだカナル（文化会館フォルテのせせらぎモニュメント）及び文化会館フォルテ駐車場排水側溝については、既存のまま残し、改修や取り壊しをしないものとする。

敷地面積： 約15,791m²（取り入れる野々市町文化会館フォルテ駐車場用地を含む。）、既存野々市小学校プール敷地面積：約1,440m²

地域地区等

- i) 用途地域：第二種住居地域（建ぺい率60％，容積率200％）
- ii) 防火地域：指定なし
- iii) 日影規制：5時間（5m）、3時間（10m）、h = 4m
- iv) 地区計画等：指定なし

前面道路：本町新庄線「野々市中央通り」幅員約20m（東側）、太平寺本町二丁目線幅員11m（南側）、本町五丁目二号線幅員約10m（北側）

近隣状況：当該敷地は、西側の野々市町文化会館フォルテと隣接し、東、南、北

側で道路に面している。また、敷地南側には、道路を挟んで北陸学院短大付属扇が丘幼稚園や閑静な住宅街に面している。

その他：敷地北東角部分に、県の公共下水道本管が深さ約2.5mの位置に横たわっており、その周囲2mの範囲には建築物・工作物等を設置しないこととし、施設計画により公共下水道本管の移設が必要になる場合は、石川県との協議を行うこと。また、そのさらに北東側には道路用融雪装置制御盤及び本町地下道（出入口部分）がある。

7-2. 本施設の設計・建設・工事監理・維持管理等の提案に関する条件

本施設の設計、建設・工事監理、維持管理等の提案に関する条件は、「2-8 事業の対象範囲」で示す内容及び要求水準書に示すとおりとする。入札参加者は、これらの条件を踏まえたうえで、入札書類を作成すること。

7-3. 業務の委託

事業者は、事前に本町の承諾を得た場合を除き、入札参加企業、又は、代表企業、構成企業及び協力企業以外の者に設計、建設・工事監理、維持管理業務の全部又は一部を委託又は請け負わせることはできない。また、事前に本町の承諾を得ることなく委託又は請負先を変更することはできない。本町は、事業者が承諾を求めた場合、承諾を拒む合理的理由がない限り、これらの承諾を速やかに与えるものとする。なお、業務の委託又は請負はすべて事業者の責任で行うものとし、事業者又はその受託者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者に帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

7-4. 資金計画・事業収支計画に関する条件

割賦金利の算出に当たっては、元利均等払いを前提とする支払金利によって算出し、支払金利は基準金利と入札参加者の提案による利鞘（スプレッド）の合計とする。提案提出時に使用する基準金利は2.3%とする。

提案提出時の資金計画・事業収支計画作成にあたって、建設工事費のうち2,183,770千円（校舎及び屋内運動場分の国庫補助金等相当額、地方債、一般財源）は、平成22年9月末に、また、建設工事費のうち133,581千円（プール及び屋外運動場分の国庫補助金等相当額、地方債、一般財源）は、平成22年度末に本町から一括で支払われる予定の建設一時金として想定すること。なお、実際に支払う段階で、この建設一時金の金額変更があった場合、事業者が発生するコスト（融資額の変更に伴い金融機関に支払う手数料等）は本町の負担とする。

7-5. 本町の費用負担

以下の費用については、本町が費用負担するものとする。

光熱水費（維持管理期間中）及び電話料金等（インターネット通信費を含む。）
修繕・更新費及び大規模修繕費
モニタリングに係る費用（事業者側に発生する費用を除く。）

7-6. サービスの対価

事業契約約款（案）別紙4及び別紙5に基づく。

7-7. 本町による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

事業契約約款（案）別紙2に基づく。

7-8. 土地の使用

本事業の事業用地は本町の町有地及び一部借地であり、事業者は、工事着手予定日をもって、本施設等の引渡し日までの期間、建設・工事監理業務の遂行に必要な範囲で、本事業用地を無償で使用することができるものとする。

7-9. 保険

事業契約約款（案）別紙3に基づく。

7-10. 本町と事業者の責任分担

（1）基本的考え方

本事業は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指している。事業者の担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについてはそれを管理し、発生時の影響についても自ら負担するものとする。ただし、事業者が適切かつ低廉に管理することができないと認められるリスクについては、本町がそのすべて又は一部を負うこととする。

（2）予想されるリスクと責任分担

本町と事業者との責任分担は、事業契約書（案）に示すとおりであり、入札参加者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

7-11. 財務書類の提出

事業者は、維持管理業務期間中、毎事業年度の財務書類を作成し、毎会計年度の最終日から起算して3箇月以内に、公認会計士又は監査能力のある第三者の会計監査を受けたうえで、監査済財務書類の写しを本町に提出し、本町に監査報告を行うこと。

8. 契約に関する事項

8-1. 契約手続き

(1) 契約の条件

落札者と本町は、契約の締結に関する基本協定締結に際し、基本協定書（案）の内容について提案書提出時に未定であったもの以外は変更しないものとし、速やかに合意するとともに、SPC設立後、速やかに仮契約の締結を行う。また、当該仮契約は、PFI法第9条の規定により本町議会で議決されたときに本契約になるものとする。ただし、本町は、当該議案が本町議会で議決されなかった場合でも、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わないものとする。

(2) 契約の解除

落札者決定後、事業契約に係る議案の本町議会の議決があるまでの間に、当該落札者が「入札参加者の備えるべき参加資格要件」に示すいずれかの要件を満たさなくなった時は、当該仮契約を締結しないことがあり、又は仮契約を締結している時はこれを解除することがある。この場合、他の入札参加者と随意契約、もしくは再入札を行うことがある。

8-2. 契約の枠組み

(1) 対象者

SPC

(2) 締結時期及び契約期間

仮契約 平成20年8月中旬

本契約 平成20年8月下旬

SPC設立後、本町はSPCと速やかに仮契約を締結する。契約期間は、設計・建設期間及び維持管理期間の約17.5年間とする。

(3) 事業契約の概要

事業者が本町を相手方として締結する事業契約は、事業契約書（案）によるものとし、事業契約書（案）の内容は、提案書提出時に未定であったもの以外は変更しないこととする。

事業契約は、本町の提示内容、事業者の提案内容及び事業契約書に基づき締結す

るものであり、事業者が遂行すべき施設整備、維持管理に関する業務内容、リスク分担、金額、支払方法等を定める。

8-3. 契約金額

契約金額は、落札者の入札価格に、当該入札価格中の消費税等課税対象額に係る消費税等相当額を加えた金額とする。

8-4. 契約保証金

事業契約約款（案）第34条及び第56条に基づくものとする。

8-5. 事業者の事業契約上の地位

本町の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡し、又は担保の提供その他の方法により処分してはならない。株式、新株予約権付社債を新たに発行しようとする場合も同様とする。

なお、入札参加者等が保有するSPCの株式については、本町の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができないものとする。

9. 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、以下の措置をとることとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

事業者の提供するサービスが、事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本町は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつた時、本町は、事業契約を解約することができる。

事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に認められる場合、本町は事業契約を解約することができる。

前2号の規定により本町が事業契約を解約した場合、事業者は、本町に生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 本町の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

本町の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解約することができるものとする。

前号の規定により事業者が事業契約を解約した場合、本町は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力、その他、本町又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本町及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。

一定の期間内に協議が整わない時は、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、本町又は事業者は、事業契約を解約することができるものとする。